

VII その他良好な景観の形成に必要な事項

【景観法第8条第2項第4号関係】

1. 屋外広告物の表示に関する事項

良好な景観の形成に関する方針に基づき、質の高い屋外広告物の掲示等を適切に誘導していきます。

近年多く見られるようになった、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなど新たな技術をはじめ、照明などを活用した広告物についても、その効果や特徴、また、景観への影響などを踏まえながら、適切な使用による掲示等を誘導します。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、神奈川県屋外広告物条例に基づきますが、今後、必要に応じて、本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討していきます。

また、「大山バイパス周辺地区」は、神奈川県屋外広告物条例に基づき広告景観形成地区の基準により、適切に誘導します。

神奈川県広告景観形成地区制度とは

個性的な特色ある街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った屋外広告物の誘導や規制ができる制度

2. 景観重要公共施設に関する事項

(1) 基本的な考え方

公共施設の整備に当たっては、地域の自然や歴史・文化等の特性や、市民活動や周辺のまちなみとの調和に配慮することが求められます。

本市の景観形成の先導的な役割や地域の良好な景観を形成するうえで重要な役割を担う公共施設（河川、道路、公園など）については、伊勢原市景観ガイドライン等により、良好な景観誘導を図ります。

また、良好な景観形成に特に重要なものは、景観重要公共施設の指定を検討します。

(2) 景観上重要な公共施設の整備等に関する事項

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観の顔又は骨格をなす主要な構成要素となっている公共施設 ・ 歴史的・文化的な景観や自然的な景観を有するまちなみとの調和が求められる公共施設 など
景観形成の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観を維持保全するため、改修等に際して現状の景観から変化しないよう配慮すること。 ・ 良好な景観をさらに向上するため、占用物件を地域の景観に調和させるよう配慮すること。 など